

知多都市計画 石塚地区計画に関する意見書の要旨及び市の見解

【意見書の要旨と市の見解】

意見書の要旨	市の見解
<p>昭和58年に土地改良事業にて農地を整備した区域であるため、工業団地にするならば土地改良区域の全地権者に事業の賛否を踏まえ区域設定すべき。</p>	<p>石塚地区工業団地の開発区域については、事業に必要な最小限の土地を県道西尾知多線や都市計画道路大矢知線のアクセスや区画の形状、地権者の意向等を総合的に判断し区域を設定しております。そのため、土地改良区域の全地権者の意向により設定した区域ではありません。</p>
<p>工業団地化を進めるのであれば、土地改良区内の他の農地は農業振興地域内農用地区域を農用地区域外農地への変更や用途地域の変更等を同時に進めるべきではないか。</p>	<p>工業団地の整備にあたり、事業に必要な最小限の土地を農業振興地域内農用地区域から除外するものであり、土地改良区域内の農業振興地域内農用地区域をすべて除外する考えや用途地域の変更を実施する予定はありません。</p>
<p>工業団地を設置することで市の雇用創出、定住人口増加が見込めるとあるが具体的な計画は示されていないことに疑問がある。</p>	<p>当地区へ企業を誘致することにより、雇用の創出や安定的な税収の確保につながることも、また、工場団地内の従業者が市内に定住する機会の創出につながるものと考えています。</p>